常務理事	事務長	課長	担当者

負傷の原因に関する調書

被保険者	記号 番号		氏名		職種	
	現住所 (自宅)		電話番号	－　　－ ※日中連絡可能なもの		

負傷者の氏名		労災保険に該当しますか	該当する ・ 該当しない ・ 申請中
負傷者の生年月日	昭・平・令 年　月　日生（　才）	第三者関係	第三者の行為が原因のけがですか　はい ・ いいえ
負傷した日	(曜日) 平成 令和　年　月　日（　） 午前・午後　時　分 頃 ↓該当に○ ・出勤日 ・休日 ・出勤日だが有給等で休み		◎ はい の場合は以下ご記入ください。
負傷した場所 (具体的に)			相手 の 氏名 / 相手との関係
負傷した体の部位 (全て記入)			相手の連絡先　TEL　－　－
			相手の保険について：自賠責保険 担当者名 / 電話番号 TEL　－　－
			任意保険 担当者名 / 電話番号 TEL　－　－
			警察へ届けた日：平成・令和　年　月　日 / 過失割合：（　：　）あなた ： 相手

負傷の原因 及び 発生状況 （ できるだけ詳しく記入 ）

怪我をした方が学生の場合　日本スポーツ振興センター法 に 該当しますか?　該当する ・ 不該当
該当する場合は学校の所在地 ・・・

上記の記載事項に相違ありません。

令和　年　月　日

社員番号

被保険者
氏　名

※選択箇所は必ず該当に○をつけ、㊞漏れ・記入漏れにご注意ください。
※勤務中や通勤途上等のけがの場合は、労災の確認を必ずしてください。

—受 付 日 付 印—

※日本スポーツ振興センター法
学校の管理下における災害(けがや疾病等)に対し行われる災害共済給付制度。

※第三者行為
第三者の行為が原因(業務上や通勤災害を除く)でケガをしたとき、保険証を使用する場合は 「第三者の行為による傷病届」を健康保険組合へすみやかに提出する必要があります。健康保険組合は、後に被害者に給付した額を相手側に損害賠償金として請求します。

※健康保険組合使用欄	
57条	該当 ・ 不該当

記 入 例

注意：記入誤りで”修正テープ”は使用しないでください
：**記入誤りを正す場合は** 2重線を引いて正しい内容を記入

注意：必ずどちらかに〇をしてください
◎通勤途中や勤務中の怪我は労災に該当する可能性があります。
社員本人は各事業所の担当者
パートアルバイトをしているご家族は勤務先担当者に確認をしてください。

㈱大塚商会の場合は人事管理課に確認

負 傷 の 原 因 に 関 す る 調 書

被保険者＝社員のことです

被保険者	記 号	1	氏 名	大塚　一郎	職種	営業
	番 号	12345				
	現住所（自宅）	埼玉県〇〇市〇〇　〇－〇－〇〇		電話番号	090-1111-5555	※日中連絡可能なもの

負傷者の氏　名	大塚　はなこ
負傷者の生年月日	昭・平・令　1年　12月　11日（36歳）
負傷した日	平成・令和　6年　11　月　21　日（曜日）（木） 午前・午後　14時　分　頃 ↓該当に〇 ・出勤日　・休日　・出勤日だが有給等で休み
負傷した場所（具体的に）	自宅近くの土手
負傷した体の部位	右足膝

パートアルバイトをしているご家族も負傷した場合は必ず該当に〇をしてください

労災保険に該当しますか	該当する・該当しない・申請中
第三者の行為が原因のけがですか	はい・いいえ

◎単独の怪我でない場合は「第三者」の項目は必ず記入をしてください

第三者関係

◎　はい　の場合は以下ご記入ください。

相手　の　氏名		相手との関係	
相手の連絡先	TEL　－　－		
相手の保険について	自賠責保険　担当者名		
	電話番号	TEL　－　－	
	任意保険　担当者名		
	電話番号	TEL　－　－	
警察へ届けた日	平成・令和　年　月　日	過失割合	（　：　）あなた　：　相手

負傷の原因 及び 発生状況 （ できるだけ詳しく記入 ）

自転車でスーパーに買い物に行った帰りに段差で滑り転んでしまった

扶養している学生のお子様が学校でけがをした場合は学校に確認をして該当に〇をしてください

怪我をした方が学生の場合　日本スポーツ振興センター法　に　該当しますか?　該当する　・　不該当
該当する場合は学校の所在地　・・・

上記の記載事項に相違ありません。

令和　6年 11　月 27　日　　記入した日

被保険者＝社員のことです

被保険者氏　名　大塚　一郎

―受 付 日 付 印―

※日本スポーツ振興センター法
学校の管理下における災害（けがや疾病等）に対し行われる災害共済給付制度。

※第三者行為
第三者の行為が原因（業務上や通勤災害を除く）でケガをしたとき、保険証を使用する場合は「第三者の行為による傷病届」を健康保険組合へすみやかに提出する必要があります。健康保険組合は、後に被害者に給付した額を相手側に損害賠償金として請求します。

※健康保険組合使用欄	
57条	該当・不該当